

地域包括支援センター坂下通信

法務省をかたる架空請求ハガキに 注意しましょう!!



- ・「契約不履行により、訴状が提出され、訴訟を開始する。」
 - ・「給与、動産、不動産を差し押さえる。」
- といった内容の『訴訟最終告知のお知らせ』というハガキが7月に入り春日井市のお宅でも多数送りつけられています。

差出人は「法務省〇〇局、××訴訟〇〇センター」といったもの等で、電話をするように書かれているようです。これは組織も内容も全くのウソなので、決して電話をしないようにして下さい。

★アドバイス★

- 必ず家族や包括支援センターに相談する。
- 訴訟を開始するといった身に覚えがないハガキが届いても無視する。相手にしない。
- ハガキに記載された相談窓口連絡しない。



◎困ったら最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう!!

◇春日井市消費生活センター（月～金：10時～15時）

☎0568-85-6616

◇消費者ホットライン ☎188（いやや!）

- ・年末年始（12/29～1/3）を除いて原則毎日利用可能
- ・お近くの消費生活相談窓口を案内します。

春日井市地域包括支援センター坂下

春日井市神屋町1306-1

☎：93-1314

開所時間：月～金曜日 9:00～17:30

福祉サービス等のご相談は 左記まで

担当：辻本、永杉、木根、戸田、飯田

地元のお元気さん



このコーナーでは、毎回地域で活動している団体やグループ、介護予防に取り組んでいる方などをご紹介します。

「坂下にここに会」



今月は坂下地区社会福祉協議会の高齢者等サロン事業『坂下にここに会』のご紹介をします。毎月第3土曜日の10時から12時まで、坂下公民館で高齢者の閉じこもり防止を目的に開催されています。



このサロンは平成18年11月から始まり、現在では70歳代から90歳代の方が毎回20名程度参加しています。椅子に座っての体操や運動、季節にあった行事や作品作り、認知症予防のための脳トレなどいろいろなで、年に1度は日帰りバス旅行も実施しています。

対象者は坂下地区にお住いの70歳以上の方。参加費は基本無料です。また、会の運営を支えている協力員さん11名が活躍中です。

写真は6月16日の活動風景です。老人保健施設メディコ春日井のリハビリの先生による、介護予防体操が行われました。



**たくさんの方の参加、お手伝いして下さる方をお待ちしています。
興味がある人はぜひ、見学にいらしてください!!** (代表の村田さんより)



地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、春日井市の委託により運営される高齢者に関する総合相談機関です。支援が必要な高齢者やその家族の状況に応じた各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、情報提供や関係機関との連絡調整などを行います。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

